



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…六
- 開発行為に関する工事完了(三件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…七
- 参議院(東京都選出)議員選挙の候補者届出書等の事前審査……………(東京都選挙管理委員会)…七

公告

告示

●東京都告示第千八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

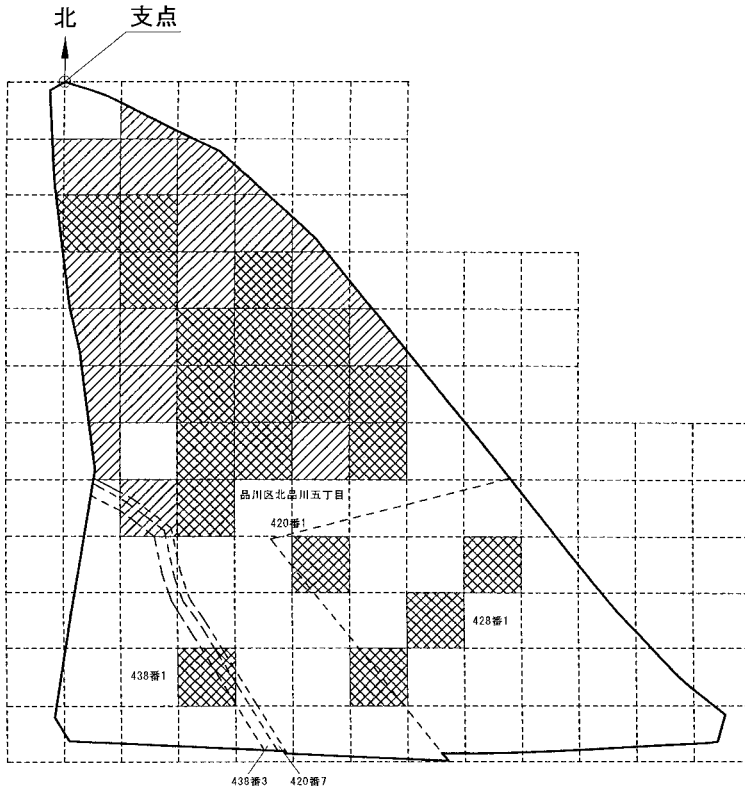
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区北品川五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (今回指定する区域)
 - ▧ 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第626号により指定した区域)

【支点】
 支点は、品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十号

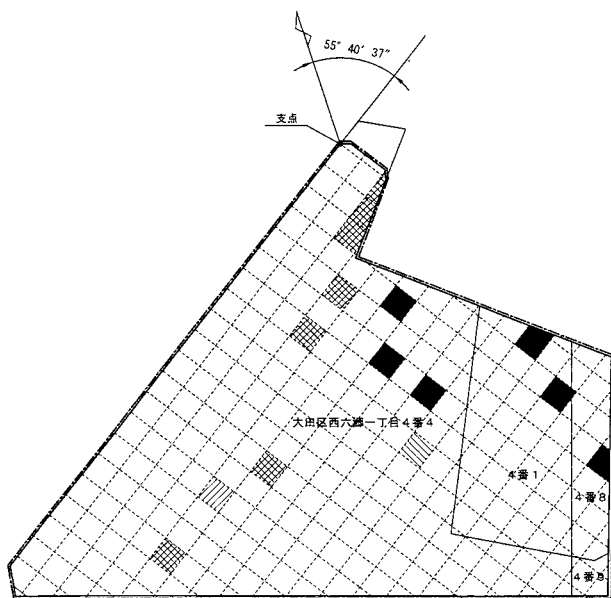
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成26年度東京都告示第1397号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域
(平成27年度東京都告示第460号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域
(平成27年度東京都告示第1307号により指定した区域)

【支点】
 支点は、大田区志茂田中学校敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度(55度40分37秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

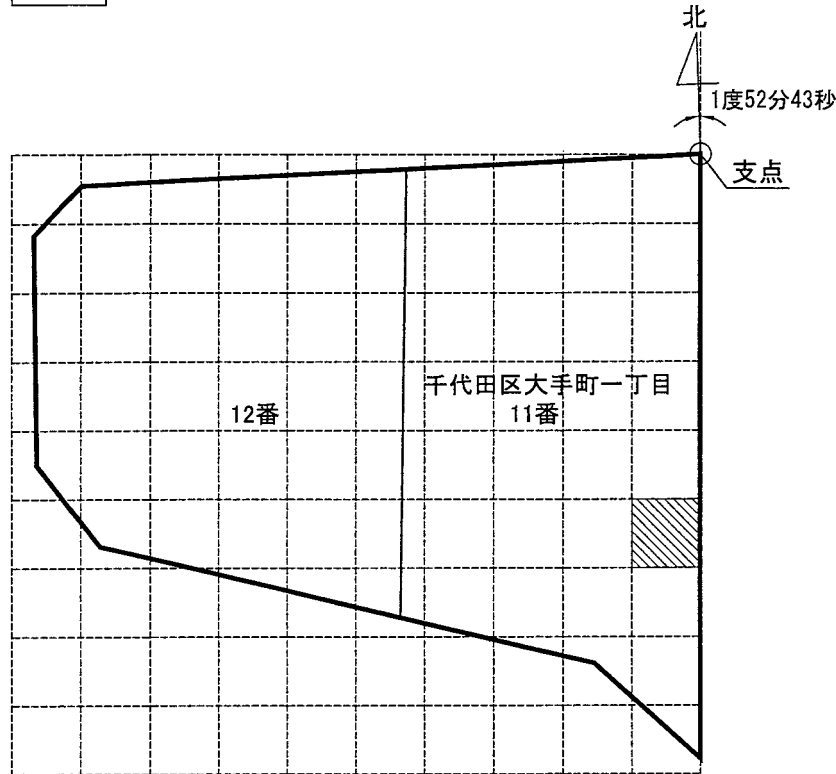
平成二十八年六月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区大手町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

支 点

支点は、千代田区大手町一丁目11番の最北端とする。

格子の回転角度(1度52分43秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九十二号

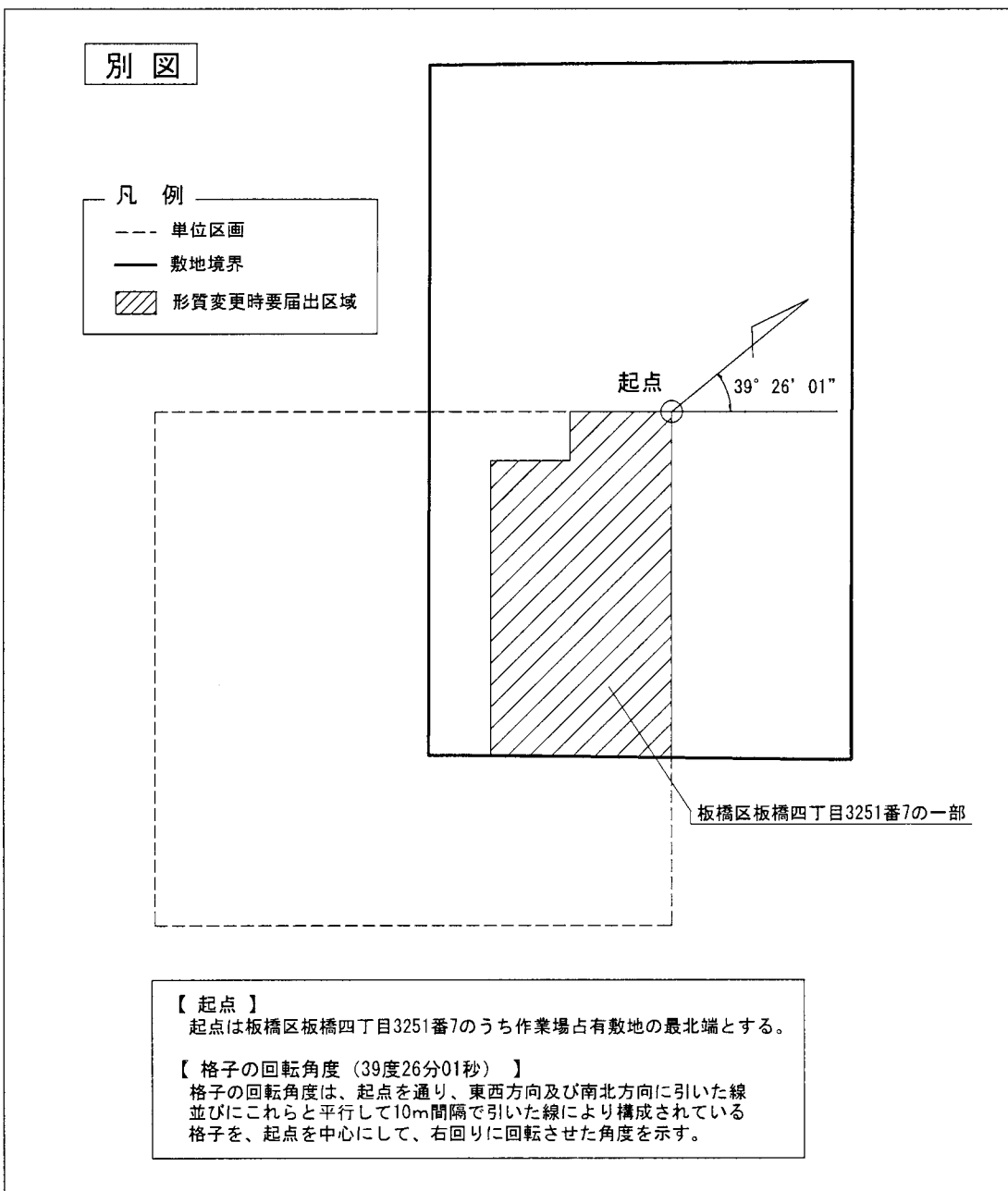
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区板橋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン



●東京都告示第千九十三号

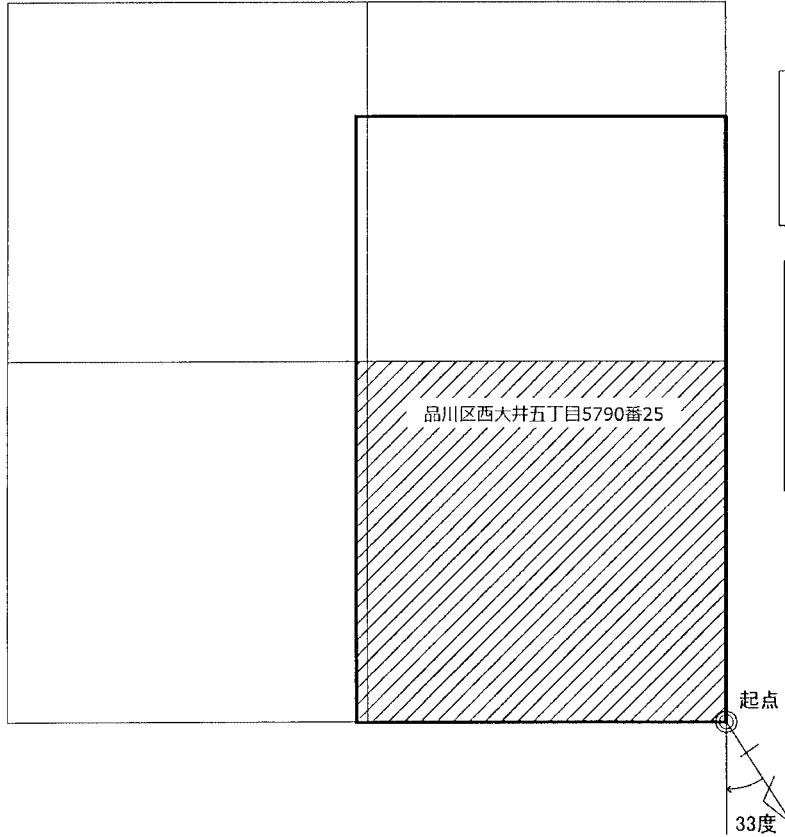
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（品川区西大井五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において構すべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
 起点は、品川区西大井五丁目5790番25の
 最北端とする。

【格子の回転角度】33度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平
 行して10m間隔で引いた線により形成されて
 いる格子を、起点を中心として、右回りに回
 回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 要措置区域

●東京都告示第千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 西多摩郡檜原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、同郡檜原村（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

羽村市富士見平一丁目十二番二十七及び同番四十三

福生市加美平二丁目十四番一
株式会社山一建設
代表取締役 山野井信夫

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

武蔵村山市残堀四丁目二十四番一、同番三から同番八まで及び同番十一

武蔵村山市伊奈平五丁目二番地の三
株式会社大岸ホーム
代表取締役 豊泉 俊

青梅市梅郷五丁目千六十三番五、同番五地先、千六十四番一、同番六から同番十一まで及び千七十五番一

あきる野市小川東二丁目七番地十五
株式会社東郊建設
代表取締役 米原 博英

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

稲城市大字百村字五号六百一十一番一から同番三まで、同番十四から同番二十まで、六百十五番二及び同番三

神奈川県横浜市青葉区新石川二丁目四番地十二
さくら地所株式会社
代表取締役 大須賀幹雄

東村山市恩多町五丁目二十八番二十及び同番二十一

東大和市上北台一丁目四番地の十七
株式会社クライスコーポレーション
代表取締役 丸身 忠

西東京市中町四丁目二千二百二番一

中央区銀座六丁目十七番一
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 藤林 清隆

西東京市富士町二丁目八百六十七番六

中央区銀座六丁目十七番一
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 藤林 清隆

参議院（東京都選出）議員選挙の候補者届出書の事前審査について

平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院（東京

都選出）議員選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり立候補届出書等の事前審査を行う。

平成二十八年六月七日

東京都選挙管理委員会

日時 平成二十八年六月八日から同月十日までの午前九時から午後五時まで

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇会議室及び一〇一会議室

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001